

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 21 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601151号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700007号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA県B部C課(現在は、A県D部E課)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年2月1日から同年8月1日まで

A県B部C課にアルバイトとして勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者のA県B部C課における雇用保険の加入記録は確認できない上、A県D部E課は、請求期間当時の資料がないことから、請求者の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A県B部C課は、昭和36年4月10日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和37年4月1日に適用事業所ではなくなっており、同日以降、平成8年4月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、請求者は、A県B部C課の給与明細書等を保有しておらず、同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、同事業所における当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。